

頁行 下とは下から	新	旧
27 頁	<p>(※1)「アルバイト等の採用に関する権限がない」「シフト表作成や残業命令を行う権限がない」などは、1)に関する<u>管理監督者</u>性を否定する<u>重要な</u>要素となります。</p> <p>(※2)「基本給等においてその地位に見合った待遇がなされているか」「賞与においても一般労働者よりも優遇されているか」などは、3)における<u>管理監督者</u>性の判断の要素となります。</p> <p>「時間単価に換算した賃金額がアルバイトやパートの賃金額に満たない」「時間単価に換算した賃金額が最低賃金額に満たない」などは、3)における<u>管理監督者</u>性を否定する重要な要素と<u>なり</u>ます。</p>	<p>(※1)「アルバイト等の採用に関する権限がない」「シフト表作成や残業命令を行う権限がない」などは、1)に関する<u>管理者</u>性を否定される要素となります。</p> <p>(※2)「基本給等においてその地位に見合った待遇がなされているか」「賞与においても一般労働者よりも優遇されているか」などは、3)における<u>管理者</u>性の判断の要素となります。</p> <p>「時間単価に換算した賃金額がアルバイトやパートの賃金額に満たない」「時間単価に換算した賃金額が最低賃金額に満たない」などは、3)における<u>労働者</u>性を否定する重要な要素と<u>され</u>ます。</p>
44 頁 7 行	2) 性別	4) 性別
61 頁 欄外	欄外 第 11 条の 3	欄外 第 11 条の 2
98 頁 17 行	③最低賃金法で賃金に <u>算入</u> しないもの（通勤手当、家族手当、精皆手当）	③最低賃金法で賃金に <u>参入</u> しないもの（通勤手当、家族手当、精皆手当）
280 頁	<p>（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第 47 条の 2 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 9 条第 3 項、第 11 条第 1 項、第 11 条の 2 第 2 項、<u>第 11 条の 4 第 2 項</u>、第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同法第 11 条第 1 項及び第 11 条の 3 第 1 項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。</p>	<p>（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例）</p> <p>第 47 条の 2 労働者派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者派遣に係る就業に関しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 9 条第 3 項、第 11 条第 1 項、第 11 条の 2 第 1 項、第 12 条及び第 13 条第 1 項の規定を適用する。この場合において、同法第 11 条第 1 項及び第 11 条の 2 第 1 項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。</p>
410 頁 7 行	(2) 有期雇用派遣労働者・・・1,213,591 人（対前年度比：1.5% <u>減</u> ）	(2) 有期雇用派遣労働者・・・1,213,591 人（対前年度比：1.5% <u>増</u> ）